

令和3年開成町議会 11月随時会議 会議録（第1号）

令和3年11月10日（木曜日）

○議事日程

令和3年11月10日（木） 午前9時30分開議

日程第 1・会議録署名議員の指名

日程第 2・議案第48号 工事請負契約の締結について（令和3年度開成南小学校区学童保育所新築工事（繰越））

日程第 3・議案第49号 令和3年度開成町一般会計補正予算（第5号）

日程第 4・報告第 6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1番 下山千津子	2番 佐々木昇
3番 武井正広	4番 前田せつよ
5番 茅沼隆文	6番 星野洋一
7番 井上三史	8番 山本研一
9番 石田史行	10番 井上慎司
11番 湯川洋治	12番 吉田敏郎

○説明のため出席した者

町長	府川裕一	副町長	加藤一男
教育長	井上義文	企画総務部長	小宮好徳
福利祉部長	亀井知之	総務課長	中戸川進二
福利祉部参考人	渡邊雅彦	子育て健康課長	田中美津子
福祉介護課長	井上新	教育委員会事務局参事	遠藤孝一
都市経済部長	岩本浩二		
兼環境上下水道課長			
学校教育課長			

○議会事務局

事務局長 田中栄之書

記 佐藤久子

○議長（吉田敏郎）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年11月随時会議を開催いたします。

午前9時30分 開議

○議長（吉田敏郎）

11月随時会議の議事日程（案）につきましては、本日開催されました議会運営委員会において決定されたものです。

お手元に送付のとおりで、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

御異議なしと認め、11月随時会議の議事日程につきましては、議事日程表のとおりと決定いたしました。

なお、本随時会議においては新型コロナウイルス感染防止のためマスクの着用と、着座での発言を許可しております。

直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。開成町議会会議規則第122条の規定により、議長において、2番、佐々木昇議員、3番、武井正広議員の両名を指名します。

日程第2 議案第48号 工事請負契約の締結について（令和3年度開成南小学校区学童保育所新築工事（繰越））を議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。令和3年度開成南小学校区学童保育所新築工事（繰越）の工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案いたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第48号 工事請負契約の締結について（令和3年度開成南小学校区学童保育所新築工事（繰越））。

令和3年度開成南小学校区学童保育所新築工事（繰越）について次のとおり請負契約を締結する。

1 契約の目的、令和3年度開成南小学校区学童保育所新築工事（繰越）。

2 契約の方法、条件付き一般競争入札。

3 契約金額、一金 1 億 1,847 万円。うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 1,077 万円。

4 契約の相手方、神奈川県足柄上郡大井町金子 343、ミマスモール 206、渡辺建設株式会社神奈川西営業所、営業所長、原誠治。

5 工期、議会議決の日から令和 4 年 6 月 30 日まで。

令和 3 年 11 月 10 日提出、開成町長、府川裕一。

本学童保育所新築工事におきましては、開札日は令和 3 年 10 月 25 日月曜日、開札時間は 13 時でございました。仮契約は令和 3 年 11 月 1 日に締結をしてございます。

2 枚目、事業概要を御覧ください。

事業概要書。

事業名、令和 3 年度開成南小学校区学童保育所新築工事（繰越）。

契約工期、議会議決の日から令和 4 年 6 月 30 日まで。

工事場所、開成町みなみ二丁目 2 番地 1 開成南小学校内。

工事概要は記載のとおりです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

3 番、武井議員。

○3 番（武井正広）

3 番、武井です。

この学童保育所、最初の設計変更、その後の入札不調と、課題はありましたけれども、ようやく契約まできました。一日でも早く開所に向けて進めていっていただきたいですが、1 つ質問があります。

完成イメージもナチュラルな感じでよいと思いますけれども、この学童施設、学童利用以外ではどのような活用を想定しているんでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの武井議員の御質問にお答えいたします。

学童保育所の利活用というところでございますけれども、今後子供の居場所ということでこちらの概要のほうにも書いてございます。これから教育委員会のほう、現在放課後子ども教室という形で子供の居場所の事業等行っております。校内のほうに学童保育所が建設されたことで、この子供の居場所、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携など、子供たちの居場所ということで少しづつ活用していきたいと思います。

また、学校で授業等、運動会等の授業がある場合には解放させていただいて、ト
イレ等住民の方に使っていただいたりということで、できるだけ開放して利活用し
ていきたいと考えております。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

分かりました。

ただ、夜間とか日曜日とかそういったところもあるかと思うんですが、その辺り
はどうお考えでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの御質問にお答えします。

休日・夜間ということで管理の問題等も発生しますので、これから関係する課、
あと内部できちんといろいろ想定しながら考えていきたいと考えています。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

5番、茅沼です。

この契約については、相手先のこの渡辺建設というのはどのような会社なのかと
いうのが今一歩見えないのですが、その辺の説明をいただきたいと思います。とい
うのは、前に開成小学校の大規模工事のときだったと思いますけど、1回不手際が
あって中断したことがありましたね。こういうふうなことが発生しない会社だらう
なと思いますので、その辺のこの会社の概要を少し説明いただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

企画総務部長。

○企画総務部長（小宮好徳）

それではお答えさせていただきたいと思います。

この渡辺建設株式会社さんでございますけれども、直近ですとうちのほうの防災
倉庫を請け負っていただいて、特段問題ございませんでしたので、そのような懸念
というか、それはないと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第48号 工事請負契約の締結について（令和3年度開成南小学校区学童保育所新築工事（繰越））、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。よろしいですね。それでは採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第3 議案第49号 令和3年度開成町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

予算書の説明を順次担当課長に求めます。

企画総務部長兼財務課長。

○企画総務部長兼財務課長（小宮好徳）

それでは議案を朗読いたします。

議案第49号 令和3年度開成町一般会計補正予算（第5号）。

令和3年度開成町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,258万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億2,390万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和3年11月10日提出、開成町長、府川裕一。

今回の一般会計補正予算（第5号）でございますけれども、今回の補正予算では新型コロナウイルスワクチン接種に伴う経費、文命中学校大規模改修工事等を盛り込んで編成させていただいております。

それでは4ページ、御覧いただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入になります。14款国庫支出金、1項国庫負担金、補正額1,676万円。2項国庫補助金、補正額4,582万8,000円。補正額の合計額は6,258万8,000円です。

歳出でございます。2款総務費から13款予備費まで、補正額は同額の6,258万8,000円となります。

歳入歳出とも合計額は 71 億 2,390 万 3,000 円となります。

それでは、補正予算の詳細を、歳入歳出事項別明細書により御説明いたします。

11 ページを御覧いただきたいと思います。

まず、歳入になります。

○子育て健康課長（田中美津子）

2歳入。14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、説明欄、新型コロナワイルスワクチン接種対策費負担金 1,676 万円。

こちらは12月から今年度末までのワクチン接種にかかる費用に対する国の10分の10負担分です。

次に2項国庫補助金、4目衛生費国庫補助金、説明欄、新型コロナワイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 5,011 万 6,000 円。内容といたしましては、3回目の追加接種に向けたシステム改修費及び支出で計上しております体制確保に要する経費を充てております。補助率は10分の10でございます。

次に新型コロナワイルス感染症緊急包括支援交付金 614 万円の減額です。3号補正において休日等のワクチン接種会場への医療従事者派遣予算を計上させていただきましたが、国要綱の詳細が示され医師会と調整したところ非該当であったため、今回歳入歳出とも全額減額補正するものでございます。

○学校教育課長（岩本浩二）

続きまして2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金、説明欄、公立学校施設整備費補助金 185 万 2,000 円です。

文命中学校大規模改修工事における施設整備計画に基づきまして、令和3年度学校施設環境改善交付金として今回の增加工事分に対する国からの補助金となります。補助率は3分の1でございます。

○総務課長（中戸川進二）

続きまして歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、7目電算管理費、説明欄、電算システム管理費町村情報システム共同事業組合負担金 386 万 6,000 円の増額でございます。こちらは新型コロナワイルスワクチンの追加接種に当たり、帳票類のアウトソーシングやシステム改修等を実施する必要があるため、当該システムを管理運用する町村情報システム共同事業組合への負担金を増額するものでございます。

○子育て健康課長（田中美津子）

次に4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、説明欄、母子保健事業特定不妊治療費助成金 120 万円の増額です。こちらは今年度当初予算に 15 件分 150 万円を見込んで計上しておりましたけれども、申請数が多く不足が生じたため、年度末までの不足分 12 件分を見込み、増額補正するものでございます。

続いて新型コロナワイルスワクチン接種事業費 5,687 万円。

内訳といたしましては、会計年度任用職員報酬 176 万 2,000 円、こちらは12月から3月までの4か月分となります。職員手当等 226 万 7,000 円。費

用弁償 11万1,000円、こちらは交通費となります。消耗品費 33万2,000円、こちらはアルコール消毒液や金属トレー等消耗品を計上しております。続いて印刷製本費 34万4,000円、予診票印刷分を充てております。光熱水費 3万2,000円、こちらはディープフリーザーの電気料等を計上してございます。手数料 36万1,000円、こちらにつきましては国保連合会への支払い事務手数料ということで300円掛ける件数分、36万1,000円となっております。ワクチン接種委託料 1,676万1,000円。ワクチン接種体制確保委託料 3,996万8,000円、こちらは集団接種等におきましてコールセンター等を設置する委託料を積算してございます。超低温冷凍庫温度監視システム使用料 34万4,000円、こちら2期分を想定しております。超低温冷凍庫用蓄電池購入費 72万9,000円。医療従事者派遣事業交付金マイナスの614万1,000円、減額補正でございます。

今回の補正につきましては、国から新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に向けての方向性が示されたことを受けて、これまで11月までの完了から年度末までの事業を実施するものとして想定して補正するものでございます。3回目接種につきましては、2回目の接種後おおむね8か月以上後から行うこととしつつ、今後適宜見直すと通知されております。これを基に、医療従事者を含む本年度3月末までの接種を開成町民接種実績から7,361人として積算したものでございます。

○学校教育課長（岩本浩二）

続きまして、9款教育費、4項中学校費、1目学校管理費、説明欄、施設整備事業費 660万4,000円です。文命中学校大規模改修工事につきましては、今年度の外部改修に続きまして、令和4年度に内部改修工事として教室等の床・壁・天井の改修、照明のLED化、トイレの洋式化等を予定してございます。

今年度の外部工事につきましては、国庫補助金のメニューを活用しながら工事を進めており、令和4年度の補助金獲得につきましても有利に進めていけるよう、県の担当者とも調整を図っているところでございます。

町といたしましては、2年間にわたる改修工事として捉えておりますが、国では令和3年度・4年度それぞれの単年度工事として捉えており、年度ごとに交付決定がなされることとなります。しかし、実態といたしましては2年間での同一工事でありますので、次年度の補助金獲得をある程度担保すること、また2か年の工事につながりを持たせることなどを趣旨といたしまして、今年度の工事に来年度実施予定の10%進捗分の工事内容を組み込んで補助金を受けております。

当初10%の進捗分につきましては、来年度工事に対する実施調査などの経費を充てることを想定しておりましたが、調査業務だけでは不十分のことから実際に10%相当の工事の施工完了が必要であるというような指示がございました。それに従いまして特別教室棟1階の校内LED化工事、また一般教室棟2階の男女トイレ改修工事を実施させていただくもので、工期はともに令和4年3月までを予定してございます。

2つの工事につきましては、本体工事とは別枠で校内ＬＥＤ化工事及びトイレ改修工事それぞれを発注させていただくもので、ＬＥＤ化工事につきましては特別教室棟1階の被服室・調理室・美術室を施工箇所として、工事予算額609万4,000円、トイレ改修工事につきましては一般教室棟2階の主に教職員が使用する男女トイレを施工箇所といたしまして洋式化及び壁・床等の改修を実施するもので、工事予算額51万円となります。

○企画総務部長兼財務課長（小宮好徳）

続きまして13款予備費でございます。今回の補正による歳入歳出の差額を、予備費595万2,000円の減により調整いたします。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

3番、武井議員、どうぞ。

○3番（武井正広）

3番、武井です。

一番最後の給与費明細書の14ページのところの、時間外手当に関してなんですが226万と、会見年度任用職員以外で196万、約200万。これ6月の補正、9月の補正でもそれぞれ300万。それから約200万という形になっていると思います。

今回は選挙の関係もあったのかもしれませんけれども、基本的には行事がこの1年、2年全然なかったですから、やはりワクチンの担当の方々が大変忙しかったんじゃないかなというふうに考えておるんですが、その辺りの働き方というか、大変な中でも職員の方は大丈夫なんでしょうかね。というか、その辺りを少しお話、伺いたいんですが。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ワクチンの職員の健康を御心配いただいたというところで、武井議員の御質問にお答えいたします。

職員のほう、専任・兼務ということで6名の職員がおります。また、集団接種等も2度ほど行いましたその中では、部あるいは課をまたいで御協力いただいたりというところで、いろいろ御支援、職員の皆さんとの協力もいただきながらワクチン接種のほう進めてまいります。

確かにワクチンのほう、休日、土曜日、夜間・休日ということで医療機関が個別接種をしている間、あるいは集団接種を合同で行っている間のキャンセル等の連絡、やりくりをするために時間外対応をさせていただいて勤務しておりましたけれども、周りからのサポート、温かい支援や声かけを職員全体からいただきながら、勤務はかなりハードではございますけれども皆で協力しながらやれているところでござい

ます。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

まだこれから3回目という形も出てくると思いますし、全体で86%、もう超えているところまできておりますので、ぜひ役場内でもうまくやっていっていただきたいなと。やっぱり一人一人にあまり負担がかかるないような形でやっていっていただければと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

答弁はよろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番議員、前田でございます。

歳出、衛生費、予防費の中の母子保健事業費の特定不妊治療費助成金の件でお尋ねいたします。

助成金につきましては、既に15件150万というところであったけれども、補正として12件分を見込んで120万という形で、先ほど御説明がありました。コロナ禍ということで、病院に行くことを控えたりというような形の世の中そういう動きの中で、12件という数字がこれで足りるのかなとか、また特定不妊治療について助成金がしっかりと支払われるというような周知が進んだ中で、まして人口が増えている本町におきましてこの12件という数字が十分足りるのかどうか、その辺の12件の数字の根拠のようなところをもう一重御説明いただければと存じます。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの前田議員の御質問にお答えいたします。

今後見込みで12件、足りるのかというところの御質問でございましたけれども、現在本日時点で18件の申請がございます。前年度、令和2年度につきましては1件、その前の令和元年につきましては12件という形で、今回半年少しで18件ということで、コロナで治療がストップしていたというところもございまして、皆さん治療のほうに動き出したというところも見込んでございます。

あと半期12件ほどで想定ということで、もし不足生じた場合にはまた調整させていただきたいと考えております。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑のある方。よろしいですか。

(「なし」という者多数)

○議長（吉田敏郎）

それでは質疑がないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第49号 令和3年度開成町一般会計補正予算（第5号）、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんですね。それでは採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第4 報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

説明を担当課長に求めます。

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（遠藤孝一）

それでは朗読させていただきます。

報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）。

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和3年11月10日提出、開成町長、府川裕一。

1枚おめくりください。専決処分書でございます。

専決処分書。町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和3年10月20日、開成町長、府川裕一。

町は、交通事故により物件に与えた被害の損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の額、金11万6,996円。

2 損害賠償の相手方、東京都八王子市北野台●丁目●番●号、氏名でございます。

今回の事故の概要につきましては、令和3年9月16日午後2時30分頃、足柄上郡大井町山田2000番地1、大井町山田総合グラウンド駐車場内において、町職員が駐車した公用車が駐車場の傾斜により自走したことで、前方に駐車していた車両の後部に追突し、当該車両のバンパー及びテールランプレンズを損傷し、相手方に損害を与えたものです。

この事案に対して、町長の専決処分事項に関する条例第1号、法律上町の義務に属する損害賠償の額について、1件50万円以下のものに定めること、に基づきま

して専決処分を行ったものです。なお、10月20日に示談書の提出をいただいております。今後は公用車の運転等について、細心の注意を払ってまいります。

説明は以上となります。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

損害賠償額11万6,996円ということで、1か月以内に示談が成立したというような、様々御説明がありました。事故の概要説明の中で、どうしても合点がいかない部分がございまして、さらに御説明を聞きたいと思います。

まずこの事故が起こった経緯の中に、町職員が駐車した公用車が駐車場の傾斜により、ということが事故原因の最初の文言で出てございます。自走したことは駐車場の傾斜によったということであれば、大井町の山田総合グラウンドの駐車場内が欠落している、しっかりした駐車場ではなかったというような、そのようにもこの表現から読み取れるわけでございます。しかし、最後の御説明では、職員が今後このようなことがないようにいたしますということで、事故の概要とつけ加えて御説明された内容が、整合性が保てていないような御説明だったと思います。

事故の概要について、大井町山田総合グラウンドの駐車場が欠落する部分が極めて高かったから自走したというふうに読み解ける部分について、その辺について再度御説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（吉田敏郎）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（遠藤孝一）

では前田議員の質問にお答えいたします。

現場の駐車場は傾斜と言っても、いわゆる雨水が流れる程度のための傾斜ということで、率直に言いますと車を置いて戻ってきたらぶつかってしまっていたという現状の中で、単純にサイドブレーキの引きが甘かったのかなということが考えられますけれども、ここをちょっとつけ加えさせていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに。

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

11番、湯川でございます。

今のお答えについてちょっともう少し聞かせていただきたいのは、サイドブレーキが甘かったら、その後、車の点検はされたんですか。それともサイドブレーキを

かけ忘れたというのと、ギアはニュートラルに入っていたのか、それともパーキングに入っていたのか。その辺を、細かいことですけど、ちょっと教えてください。

○議長（吉田敏郎）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（遠藤孝一）

特に毎月点検等を行っている関係で、改めて点検に出したようなことはございませんけれども、具体的に言うとトラックなんですね。ミッション車で、基本的には教習所なんかでは習うことでは、ミッション車はギアを入れてニュートラルにしないで、というところが基本だったと思いますけれども、その辺を徹底していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（中戸川進二）

公用車を管理している総務課の立場から若干補足をさせていただきます。

令和2年度から公用車の集中管理ということで、現在総務課のほうで供用という形の中で13台管理をしている中の今回の車両については1台の車両になります。この車両につきましては貨物車、トラックでございますので貨物車という種別でございまして、車検につきましては初年度登録以降、初年度登録のときは2年後、その後は毎年車検という形になってございます。直近の車検の状況といたしましては、令和3年5月12日に車検を受けまして合格しているという種類のものでございます。

さらに、もう1点ちょっと原因としてつけ加えさせていただきますと、我々の捉えといたしましては、先ほど申し上げた13台の中でマニュアル車というのが唯一このトラックのみとなってございます。オートマチック車であれば、通常パーキングに入れないとならないという状況がございまして、その結果なかなか、少しぐらいの傾斜で動くという可能性は低いのかなと思うんですが、今回マニュアル車という性質上なかなか職員も習慣としてサイドブレーキをきつく引く、ギアを入れるということが、習慣としてはあまりなかったのかなというところも若干ございます。

そのような形で捉えておりますので、御承知おきいただければと思います。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

同僚議員も質問しましたけど、参考で事故の概要を説明していただいたときに、なんか明らかに車に原因があるのか、要するに個人の過失なのかというのが分からぬ、読み取れないというのは確かなんですね。ですからこれは正直に、個人がパーキング、要するにサイドブレーキをかけ忘れてしまったがためにこういう事故が起きたというふうに書かれたほうがよかったです。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑ございませんか。

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。

こういう事故というのは、さっき答弁にもありましたけれども、やっぱりこれから二度と起こさない、再発防止をしっかりやるというのが一番重要だと思います。再発防止しますというお話をありましたけれども、具体的にどのような動きで公用車を運転する可能性のある職員に対して再発防止策を図られたのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（遠藤孝一）

先ほど唯一ミッション車だったというお話をさせていただきましたけれども、この辺の基本、ミッション車を運転するときの基本としてサイドブレーキだけでなくミッションにギアを入れるということを指導いたしました。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。

私が思うにはやっぱり公用車を運転する可能性のある人を1回集めて、こういう事故だけじゃなくてこれをきっかけに交通事故全体の防止策を図る、具体的に講習会なり啓発活動するというのが重要ではないかと思いますので、今後はぜひ考えていただきたいと思います。

以上です。答弁、いいです。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑ございますか。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑がないようですので、報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を終了とします。

以上をもちまして、本日11月随時会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。これにて散会をいたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時10分 散会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証する。

開成町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員